明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六八）　二
○地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六九）　二
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（二七〇）　三
○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（二七一）　三
○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令（二七二）　四
〔府令〕
○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府七二）　五
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（同七三）　五
〔府令・省令〕
○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行規則（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
○研究開発事業計画の認定等に関する命令（同二）　三
○統括事業計画の認定等に関する命令（同三）　三
〔省令〕
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（財務六三）　四
〔告示〕
○特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
○金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（金融庁七五）　三
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める件（同七六）　三
○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める件（同七七）　三
〔公告〕
諸事項　三
裁判所　三
免責関係　三

本号で公布された法令のあらまし

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六八号）（内閣官房）

地域再生法の一部を改正する法律（平成二四年法律第七四号）の施行期日は、平成二四年一一月一日とすることとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二六九号）（内閣官房）

1　地域再生法（平成一七年法律第二四号。以下「法」という。）第四条第二項第三号の政令で定める政策課題は、次に掲げるものとすることとした。（第一条関係）

㈠　地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

㈡　地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

2　法第四条の二第一項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うこととし、内閣総理大臣は、当該期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表することとした。（第一条関係）

3　法第二〇条第三号の政令で定める土地は、法第五条第二項第二号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とすることとした。（第一条関係）

4　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二四年法律第七四号）の施行の日から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（金融庁）

1　公開買付けによることを要しない株券等の買付け等に、電子情報処理組織を使用して行われる売買等のうち、公開買付けによらないで有価証券が取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものを追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第二七一号）（経済産業省）

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二四年法律第五五号）附則第一条に規定する施行期日は、平成二四年一一月一日とすることとした。

◇特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令（政令第二七二号）（経済産業省）

1　中小企業者の範囲

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二四年法律第五五号。以下「法」という。）第二条第五項第五号の規定により、中小企業者の範囲を定めることとした。（第一条関係）

2　特許料の軽減

㈠　法第一〇条第一項の規定による特許料の軽減を受けるための必要書類を定めることとした。（第二条第一項関係）

㈡　法第一〇条第一項の規定による特許料の軽減する金額を二分の一とすることとした。（第二条第二項関係）

3　出願審査の請求の手数料の軽減

㈠　法第一〇条第二項の規定による出願審査の請求の手数料の軽減を受けるための必要書類を定めることとした。（第三条第一項関係）

㈡　法第一〇条第二項の規定による出願審査の請求の手数料の軽減する金額を二分の一とすることとした。（第三条第二項関係）

4　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二四年一一月一日）から施行することとした。